

こどもにやさしいまちづくり条例(仮称) について

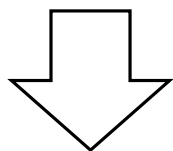
こども・元気健康部子育て支援課
令和2年10月20日

○策定の背景

- 子どもの体力・運動機能の低下
 - ⇒外遊びの場が制限（近隣の苦情、遊びの制限など）
 - 子どもと地域（大人）のコミュニケーションが不足
 - ⇒インターネットやスマートフォン普及の弊害
 - 子どもが被害者となる事件の顕著化
 - ⇒組織や機関を越えた子どもを守る体制整備が急務
 - 全国的に子どもの救済制度の必要性が高まる
 - ⇒条例設置の自治体では権利擁護委員会の設置が広がっている
- etc

○策定の趣旨

平成28年 児童福祉法の改正により子どもの権利条約
(正式名称:児童の権利に関する条約)の理念が明確に位置付け



18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進すること

※埼玉県では初の条例

○条例の位置付け

●本条例は、理念条例として位置付ける。

本条例は、ふじみ野市将来構想from2018to2030前期基本計画〈前期重点プロジェクト〉の「子育てするならふじみ野市プロジェクト」の実現のため、子供の権利と大人の役割を明確化するとともに、こどもにやさしいまちを目指す本市の基本的理念を示すものである。

また、具体的な子供の施策は、従前から策定し、進行管理を行っている「子ども・子育て支援事業計画」において明示していることから、本条例を理念条例とするものである。

○策定のプロセス

●市民参加⇒子どもの積極的参加

- ・アンケート調査の実施
- ・ワークショップ及びヒアリングの実施
- ・子どもに関する事業への参加(条例策定の説明)

etc

○策定による効果

- 「外遊び」には体力や運動能力の向上だけではなく、風邪などの病気にかかりにくくなり(体を動かすことによる血流の好循環によって免疫細胞が活性化する)、また、自然とのふれあいを通して五感が刺激され、豊かな感性が育まれるなど、「心」と「身体」の双方の健康面において、様々な効果が期待できる。
- 将来を担う子どもたちが心身ともに健康で育つことは大変重要であるため、「外遊び」に関する施策等を行政と市民等が一体となって推進し、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりに協力することを市全体の意思として明確にすることができる。
- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するとともに、子どもの権利擁護に関する組織間の連携を明確にすることができる。

○策定委員会・庁内検討委員会の設置

●外部組織として、「条例策定委員会」を設置。

(条例：令和2年3月24日施行)

- ・委員は、11名。
- ・委員構成は、公共的団体等の代表者(8名)、学識経験を有する者(1名)、市民公募(2名)。

●内部組織として、「庁内検討委員会」を設置。

(要綱：令和元年10月31日施行)

- ・こども・元気健康部長を筆頭として、関係課長(子育て支援課、保育課、保健センター、文化・スポーツ振興課、公園緑地課、学校教育課等)。

○策定に係るスケジュール

別紙「スケジュール(案)」のとおり